

奈良県告示第四十号

平成二十七年五月奈良県告示第三十二号（臨時県議会の招集）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十二日

奈良県知事 荒井正吾

「奈良県議会委員会条例の一部改正について」を削る。